

甲板昇降型船舶に関する事項

改正規則等

鋼船規則 O 編, P 編及び PS 編
鋼船規則検査要領 O 編及び P 編

改正理由

鋼船規則 O 編及び同 P 編において, 洋上風力発電設備の設置に従事する甲板昇降型船舶に適用となる要件を規定している。

当該規定を適用し, 甲板昇降型船舶を設計する中で, 規則上の取扱いが不明確な要件が一部あったため, 見直しを行った。

このため, 本見直しの結果に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 最大搭載人員の多い船舶の定義を規定した。
- (2) 非常電源装置からの給電が要求される負荷及び給電時間を規定した。
- (3) 甲板昇降型船舶に対して考慮すべき設計荷重を追加した。
- (4) 非自航の甲板昇降型船舶の空気管や通風筒等に対する要件を明確にした。
- (5) 自動船位保持設備を備える場合, アンカー係留設備を軽減できるよう規定した。
- (6) 最大搭載人員が多い場合の特別な考慮方法として, SPS コードの準用を規定した。
- (7) 国際航海に従事せず, かつ航路制限のある船舶にあつては, 水中ポンプもしくは給水装置を免除することができる旨規定した。
- (8) 甲板昇降型船舶の脚底部の水密区画に関する要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 O 編 1.3.5, 11.1.1, 11.8.1

鋼船規則 P 編 1.2.37, 3.1.1, 5.2.1, 12.1.3

鋼船規則 PS 編 8.1.3

鋼船規則検査要領 O 編 O11.5, O11.7.1, O11.8.1, O11.9.1, O11.10.1

鋼船規則検査要領 P 編 P5, P11.1.4, P11.1.6, P12.1.5, P12.1.6